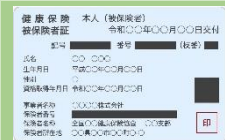


健康保険証の申請時取扱い

今後は健康保険証が発行されず、マイナ保険証が基本となります。
しかし、自治体には医療機関用のカードリーダーがないため、マイナ保険証から
健康保険の資格情報を確認できません。

そのため、**下記のいずれかの書類提出**にご協力ください。

*マイナ保険証：健康保険証として利用するマイナンバーカードで、事前に連携手続きが必要



健康保険証

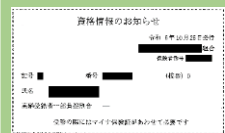
これまで使っていた保険証です。
右記のいずれかの日までは、従来どおり
使えます。

- ①保険者が定めた有効期限
- ②退職などによる健康保険の切換え
- ③令和7年12月1日



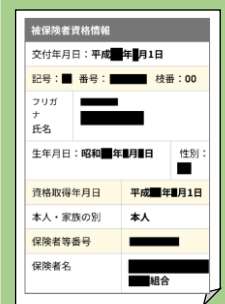
資格確認書

マイナ保険証に未切換の人へ、保険者が送付するものです。
多くはプラスチック製のカードといった、従来の健康保険証と同じ形状をして
います。



資格情報の お知らせ

マイナ保険証に切換済の人へ、保険者が送付するものです。
紙の文書で届き、その一部をカードサイズに切り取ります。
医療機関でマイナ保険証が読み取りできない場合に提示します。



マイナポー タルの資格 画面を印刷

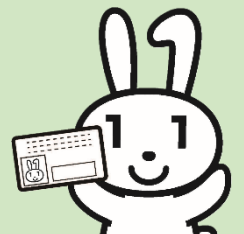
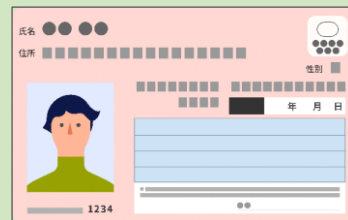
マイナポータルにログインし、「その他の私
の情報」→「健康・医療」→「健康保険証等
情報」→「表示する」を順に選択します。
表示先の画面で、**被保険者資格情報の交付
年月日から保険者名までの全項目**が入るよ
うにスクリーンショットを撮って印刷して
ください。

【スクリーンショットの撮り方】
iPhone:電源ボタンとホームボタン
(ない機種は音量大ボタン)
を同時押し→素早く放す
Android:電源ボタンと音量小ボタン
を同時押し
※印刷はコンビニのネットプリント
などで可能です。

上記のいずれも用意できない場合

マイナンバーを確認できる書類をお持ちください。
その場合、以下についてご了承ください。

- 健康保険についての口頭での聞き取り（保険者名、被保険者名など）
- マイナンバー制度による保険者への情報照会
- 情報照会を行うため、通常より手続きに時間がかかること



病院・薬局での受給者証の提示

重度心身障害者医療や自立支援医療の受給者証情報は、マイナ保険証から読
み取ることはできません。

病院・薬局の窓口では、**これまでどおり各医療制度の受給者証を提示
してください。**

